小島嶼の内発的発展と環境保全の戦略

―パラオにおけるミクロネシア・チャレンジに注目して―

廣瀬 淳一

(高知大学教育研究部総合科学系地域協働教育学部門)

The Strategy of Environmental Conservation for Endogenous Development in Small Island States;
With Special Reference to 'The Micronesia Challenge' for Palauan Community

Junichi Hirose

Research and Education Faculty,

Multidisciplinary Science Cluster, Collaborative Community Studies Unit

Abstract:

This article explores the strategies for environment conservation suitable for an endogenous development of Small Island States from the case study of Palau under the Micronesia challenge (MC). There are two objectives of this work. One is to establish a connection between environmental conservation activities by local states resident and Protect Area Network (PAN). The other is to create meaning between Palauan local people and the MC framework. Palau developed a comprehensive PAN framework to serve as the foundation for Palau's natural resources conservation efforts. The PAN was developed in close partnership with local communities, NGOs, and State and national government. The PAN is the implementing mechanism for Palau's promise to the MC. Under the PAN, Palau will achieve it's commitment to the MC by effectively conserving at least 30 percent of its near-shore and 20 percent of its terrestrial resources by the year 2020. There are two primary components to the PAN financing scheme. One is from Visitor's fee (green fee), the other is from endowment fund from international communities. These two revenue sources finance the PAN. The funding goes towards the identification of critical habitats or cultural heritage areas in need of protection or sustainable managements, the monitoring and enforcement of the PAN sites, the establishing of local and national capacity to manage PAN sites, the provision of economic incentives to stakeholders within the respective PAN sites.

Palau is consisted of 16 states government, despite only 20,000 populations. This phenomenon has much to do with the traditional customs. Palau is still known for the matrilineal society, States is consisted of descent groups. The members of states have a clear sense of identity from kinship group and traditional land. According to Kawakatsu's way of thinking, Endogenous Development respects the principle of field logic including natural ecosystem. Community fulfill of their unique potential to deliver unique value for through a contact with the outside world. This type of development will be appropriate for the era of diverse knowledge. The provincial government feels pressure from the federal government, if it dispatches personnel to local province for strengthening enforcement of laws. It is the best way to manage the things that local people chooses to do for conserving their own natural environment. The PAN is an idea about what activities are good to manage the protected area by local people themselves. The reasons are that the local people can get technical knowledge, incentive reward and autonomous control through PAN support.

And the reason that Palau plays a pivotal role in persuading other nations to support the MC are following; Palau can receive increasing attention as the state founded on the principles of environmental protection, having a trustworthy reputation for fair accounting practices of green tax. Palau could see the PAN mechanism within a larger context of the MC.

Keyword

Micronesia challenge, Endogenous development, Palau, Environmental Preservation, Protected-Area Network (PAN)

第1図 ミクロネシア地域の地図

北マリアナ諸島 ハワイ諸島 フィリピン ・シャル諸島 ミクロネシア パリキー カロリン諸島 ライン諸島 ブガポール 大ラウェン島 一キニマ島パプマーギ インドネシア ソロモン諸島 ロファ アバルア トンガ 仏領ポリネシア プロファ オーストラリア ケルマギック諸島 トン

出典:日本政府統計局

第2図 パラオ共和国の地図



出典:パラオ政府観光局

はじめに

太平洋の島々では、西欧人が往来するずっと以前から人々は出会い、そして交流していた。その世界には等身大の「世界の見方」から生まれた合理性があり、人々は持続的に生活するための知恵や技術を継承していた。2004年頃にパラオ共和国(以降、パラオ
1)で伝統首長のひとりから島の自然に対する考え方について聞いた。パラオの土地は先祖からの預かりもので、その恩恵を子孫は受け継いで利用しているが、その必要がなくなればやがて元のかたちで自然に返すとの想いがいつもある。

哲学者の鷲田(2013:278)は「近代化というのは、かつてそうした地縁・血縁が担っていたいとなみを行政や会社に付託することで、しがらみから解放されることであった」と述べている。政治学者の丸山(1952:223-240)は、日本の近代化を論じるにあたり朱子学と徂徠学を比較し、前者から後者への変を「自然」から「作為」に向かう推移であると考えた。丸山は、近代化とは自然の成り行き任せではなく。人間が暮らしを良くするために制度や仕組みを「人為的に作る」ことによって、地縁・血縁のゲマインシャフト(Gemeinschaft)から解放されると考えたのである。

パラオは 19 世紀後半頃からスペイン,ドイツ,日本,アメリカという大国の統治による圧力を受け続けて,1994 年にアメリカの自由連合国として独立²した.近代化の推進を大義にして、パラオは世界の大国が持ち込んだ「作為」に覆われたのである。社会学者の鶴見は、「近代合理性の考え方そのものが西欧社会の内発的発展の結果つくられた成果である」と述べる(川勝・鶴見 2008). そうだとすれば、非西欧社会の近代化とは、自分の生活世界を西欧社会の考え方で再定義することに成り下がるのであろうか.一方で鶴見は、非西欧社会の住民が内発性から外部との接触で得たものを採り入れ、多発的・多系的な発展に到達することは可能であるとの内発的発展を主張する(川勝・鶴見 2008). つまり、西欧合理性の成果物である理論を巧みに採り入れることで、地縁・血縁が息づく伝統的な社会に、新たな内発的発展を喚起することが可能とする考え方である.

アメリカの自由連合国となったパラオは、政治、行政、教育、医療等の多様な領域でアメリカ式の制度が導入されている。しかし、人口2万人の小さな島嶼国であるパラオでは、国民が国の財政状況や行政の能力の限界を身近に感じることができる。廃棄物処理の課題をひとつとっても、先進国の住民にとって一般的な廃棄物を回収するという方法では、それを処理するための膨大なコストが問題となる。いわゆる規模の経済が働かない小さな社会では、先進工業国のような役割分業が進むことで、むしろ人材不足と予算不足が問題となる。このことは地域の環境保全についても同様で、人材も財政も不足している中央政府の担当者が各州における地域の環境保全に継続的に取り組むことは困難である。それでは、パラオのような小島嶼社会に適した環境保全の取組みとは如何なるものであろうか。

本稿では、内発的発展論の視点から、パラオの住民主体の環境保全活動と自然保護区ネットワーク(Protected Area Network:PAN)との関係性を明らかにする。つぎに、パラオが主導して進めてきた環境保全に関するミクロネシア地域協力のフレームワーク3であるミクロネシア・チャレンジ(The Micronesia Challenge: MC)が、パラオの地域住民による環境保全の戦略にとってどのような意味があるかについて考察する。

1. 内発的発展論の視点

本節では、パラオ社会を内発的発展の視点で見るために、川勝 (2008)、鶴見・川田 (1989) を取り上げ、内発的発展論の基本的スタンスについて確認するとともに、その視点の課題についても述べたい.

(1) 内発的発展論の確認

内発的発展(endogenous development)は、非西欧社会における固有の発展を理解する視点として認識されている。しかし、川勝(2008)は、「西欧起源の史的唯物論や近代化論が西欧と親縁性があり、その内発性から発展した理論であることは自明である」と述べる。その一方で、内発的発展論の非西欧社会における可能性について言及している。つまり内発的発展は地球上において、「どんな小さいところでも地球的な全体の中で不可欠の構成体を成していると考え、内発的発展に基づく地域学は西洋に対するアンチテーゼではなく、西洋の合理性を十分に吸収したうえでの新しい学びの枠組であり、内発的発展はその地球に対して地域やそこの文化がどのように地球全体に貢献するかを考えること」である。そして、「西欧の発展も発展のひとつの形態で、どこにでも適用される一つの発展理論があるわけではないことを確認し、モデルをひとつひとつ明らかにし、その関係を探ることも内発的発展の使命である」と西欧合理性を相対化すべきと指摘する。また、鶴見・川田(1989)は、内発的発展方式を「地球規模の大問題を解く手がかりを、それぞれの地域という小さい単位の場から考えだしていこうとする」ことと定義している4.

(2) 内発的発展論の課題

川勝, 鶴見に従えば、パラオについても、地球的全体の中でどのように貢献できるか、国際社会に伝え、実践することによって内発的発展の道がありそうである。しかし、この実践には一抹の不安がある。鶴見はパーソンズの近代化社会の「内発発展型」と「外発発展型」との類型を後発社会に適用し、「後発社会にとって先進社会の模倣にとどまらない、自己の社会の伝統の上にたちながら外来のモデルを自己の社会の条件に適合するように創りかえてゆく発展のあり方を「内発・自成の発展論」(西川 1989:4)」と呼んだ。内発・自生の発展論における「自己の社会の伝統の上にたちながら外来のモデルを自己の社会の条件に適合するように創りかえてゆく発展のあり方」は、まさに日本が近代化の過程で経た道である。しかし、この考え方そのものに鶴見が日本人であることのバイアスがあることを否定できない。何故ならば、宗教や歴史的な背景を考慮すれば、外来のモデルを取り入れることに困難を感じる社会のほうが一般的であり、日本がどうやって外来のモデルを受け入れられるのか、そのメカニズムを明らかにすることなく安易に日本モデルを普遍化することができないからである。

丸山(1952)は、近世日本の思想の中にくなる>論理からくつくる>論理に向かう展開を見て、その発展の中から近代が生まれ たと考えた. 丸山によれば、江戸初期に幕府に採用された朱子学5の発想はくなる>論理に分類される. 朱子学では、社会を動かす のは「天地自然の理」なので、世界は人間の作為による介入よりもなすがまま「自然」が理想とされる。一方、江戸中期の徂徠学 はくつくる>論理に分類される. 徂徠学では、朱子学の理念を否定し、人間の作為である「法」秩序を優先した. 丸山は、朱子学 から徂徠学への展開がドイツのテンニースが説明する「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」の展開に類似していると考えた. ゲマインシャフトは地縁、血縁、友情などの結びつきによる人間の自然な感情に基づく共同体のことであり、ゲゼルシャフトは利 益追求などある目的をもって結びついた作為的集団と考えてよい、哲学者の木田(2009:53)は、ゲマインシャフトからゲゼルシ ャフトへの移行を、近代化の指標としてかなり正確であると評価している。丸山はゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの展開 をくなる>論理からくつくる>論理への近代化の過程と見たわけである. 木田(2009:53)は、「天地自然」の原理から人間の「作 為」が主人公になっていく社会の変化は、西欧における中世キリスト教社会から近代への移行と重なると指摘する. 木田(2009: 23) によれば、近代主義者である丸山はくつくる>論理によってくなる>論理を克服することが近代化と考え、哲学者であるハイ デガー (1889 - 1976年) はくなる>論理でくつくる>論理を克服しようとした. 木田 (2009: 23) は「ありとしあらゆるもの(あ るとされるあらゆるもの、存在するものの全体)がなんであり、どういうあり方をしているのか」について特定の考えを示したも のが哲学であると断言する。そして「存在するものの全体」を「自然」と呼ぶとすると、自分がそうした自然を超えた「超自然的 な存在」だと思うか、少なくともそうした「超自然的存在」とかかわりを持ちうる特別な存在だと思わなければ「存在するものの 全体が何であるか」という問いは立てられない、と説明している。哲学者のニーチェ(1844 - 1900年)は現代社会の行き詰まりの 原因を「超自然的原理を立て、自然を生命のない、無機的な材料とみる反自然的な考え方にあること」と見抜き、西欧文化の根底 に据えられたある思考法が無効になったことを「神は死せり」と表現した(木田 2009:25). 木田が考える哲学の視点では、自然 は超自然的原理(「イデア」,「純粋形相」,「神」,「理性」,「精神」)によって制作される材料に貶められることになる. つまり, ニ ーチェは「万物は自然である」と考える紀元前6世紀から紀元前5世紀のギリシア思想を復権することで、ヨーロッパ文化の危機

を打開しようとした(木田 **2009**: **23-26**). また、ハイデガーもニーチェの思想の影響を受け、生きた自然という古い自然概念を復権させることで自然を単なる制作の材料と見る西洋文化の限界を打ち破ろうとした.

先に川勝は、内発的発展論とは西洋の合理性を十分に吸収したうえでの新しい学びの枠組であり、地球に対して地域やそこの文化がどのように地球全体に貢献するかを考えることであると述べた。しかし、西欧社会は西欧合理性を生み出し、使いこなすようになるまでに、長い年月と苦労をしてきている事実を忘れてはならない。また、このような「存在するものの全体」を超自然的原理から解釈する哲学が存在する一方で、自分が自然の中に包まれて生きていることを受け入れている人々には、「存在するものの全体が何であるか」といった問いは立てられないし、立てる必要もないという見方も成り立つことも忘れてはならない(木田 2009: 23)、パラオの地域社会における環境保全は、西欧合理的な「世界の見方」からは地球の一部として組込まれることになるが、同時に島嶼世界において自分が自然に包まれて生きていると感じてきた人々が、「存在するものの全体」を超自然的原理から解釈する視点を身に付け、かつ実践として実生活との折り合いを付けることができるかどうか、より深い議論が必要な問題である。

2. パラオの地域社会

鶴見の見解では社会の発展についての考え方は、西欧合理性の成果物である理論を巧みに採り入れることで、地縁・血縁が息づく伝統的な社会に、新たな内発的発展を喚起することが可能とするものであった。本節では、パラオの地縁・血縁が息づく生活世界を理解するために、伝統的な価値観や社会の仕組みについて論じる.

(1) パラオ社会の概要

パラオの陸地面積 488 平方キロメートルで、日本の屋久島(504.88 平方キロメートル)と同程度の大きさの島国である。西太平洋カロリン諸島の西端、北緯 3~8 度、東経 130~134 度に位置する。気候は熱帯海洋性気候で年間平均気温は 27 度~28 度で推移し一年を通じて変化が少ない。雨季は 6 月~11 月,乾季は 12 月~5 月であるが,気候変動の影響からかその区別は曖昧化している。

太平洋島嶼の国々は、国家形成を他律的なステート(State)の枠組から行ったステート・ネーション(State nation)だとする指摘もある(小林 1994). 隆起珊瑚の小島にある旧首都のコロール州に約2万人の人口の7割程が生活している. パラオの政体は、連邦政府による統治に加えて、島社会を二分割統治した二大首長を頂に置く首長体制を温存させており、憲法で「首長会議」を設置し、伝統と州の土地権などの分野における問題解決権限を付与している. したがって、伝統の政治とアメリカ式の政治とが形式的には併存する国家運営を行っている(須藤 2012). パラオは商業の中心であるコロールを含め16州から構成されており、10州はコロール島北部のバベルダオブ島(334平方キロメートル)にある. 各州が憲法を持っている. パラオの国政について、アレキサンダー(2003)が「村、大家族、地域などに対するアイデンティティーが国に対するアイデンティティより強い」と指摘するように、地方州には固有の文化が根強く残り、時には中央政府の政策が地方に反映しにくいという事情もある. これを川勝の視点で捉えれば、内発的発展論によるパラオ住民のアイデンティティーは、村、大家族、地域にあると言うことができる. パラオの住民数について統計を調べると、州政府に住民登録している人数と、実際に生活している人数、また選挙登録をしている人数は異なっている. 選挙登録者数が多くなることがあるのは、州出身者で他州や海外在住者にも選挙権が与えられているという事情が関係している. 州知事選挙の立候補者がアメリカ本土、グアム、サイパン、ハワイにまで遠征して選挙活動を行う姿も一般的に見られ、在外投票は地方政治に大きな影響を与えていることがわかる. しかし、これによって州知事の選出がその土地の生活者の具体的なニーズではなく、親族関係の強弱で選出されてしまう危険性があることも留意しておく必要がある.

(2) 伝統的な社会の仕組み

多くの文化人類学者の業績が示すように、社会環境や自然環境に対して目的合理的に社会の仕組が形成されることがわかっている。太平洋島嶼地域においても、例えば、西サモアにはアインガ (Extended family) という父系親族集団がサモア社会を構成する最小の単位として、土地の利用や漁労などサモアの日常的な行事や経済活動はこのアインガを単位に決められている。アインガからはマタイという伝統首長 (Chief) が選出され、10 ほどのアインガを纏めるヌウにおいて、村の資源管理や共同作業など様々な決議を行うフォノというマタイ会議が行われる。

パラオにおいても同様に、伝統的な地域の枠組みが重要な役割を担っている。パラオの日常生活においては、アメリカをモデルとした諸制度が導入され、表面的には伝統的な社会の姿が見えにくい。しかしながら、今日においても親族集団は重要な位置づけにあり、伝統的な価値観も社会の土台にしっかりと根付いているのである。パラオで社会の基礎となる組織は血縁集団のカブリールである。パラオ人は父方の血縁集団(ウレエル)または母方の血縁集団(オエル)に属する。ウレエルはなんらかの事情でオエルに属することが出来ない者が所属する。財産や地位の相続では基本的にオエルが正統の権利をもつ者として優遇される。そのた

めに、母方の血縁集団が強い力を持つと考えられている。カブリールが集合するとレングッド (Renged) になる。レングッドには、会合や儀式に使われるアバイと呼ばれる集会場が設けられており、地域社会での存在感は非常に大きい。伝統的な地域枠組みのなかで、それぞれ慣習地における資源の管理、資源の分配、儀礼や共同作業などに約束事がある。代表的な伝統的儀礼は総合してシュウカンと呼ばれる。住民が帰属する母系集団間や親族・婚姻間の関係を維持するうえで重要な儀礼的交換は、女性側親族の主導によって行われる。 莫大な経済的支出を伴うシュウカンの簡略化や生活改善の話題が国家レベルの「パラオ女性会議」で毎年のように議論される。シュウカンに対する不満の声も多くあるが、やはりシュウカンによる人間・社会関係の維持は重視され、パラオの家族や親族関係を維持するうえで重要な「パラオの国民文化」として認識されている(須藤 2012)。

(3) 所有観について

スペイン,ドイツ,日本,アメリカの統治を経て、パラオに近代所有の概念が入ってきた。パラオでは外国人の土地の所有が禁じられているが、例えば日本統治時代に南洋庁に収用された共有地や、近代的な制度で売買された土地を巡って、今日でもパラオ人同士の土地を巡る争いが絶えない。そのためパラオでは土地裁判所が設けられ、「トチダイチョウ(土地台帳)」や売買契約書などを根拠に訴訟が現在も行われている。

近代法の所有観では、所有者は法律の認める範囲内で所有物を自由に利用でき、売買も可能である。古くから西欧社会の文化には、人間が自然物に対してなんらかの働きかけを行うことで所有権が発生するという考えがある。一方で、太平洋島嶼地域に見られる伝統的な考え方には、例えば自然や土地は特定の個人が所有するものではなく、天に属するものであって、島に暮らす人々が資源を管理し持続的に利用すべき共有財産であるとの考えが残っている。共有地から得られる自然の恵みは、地域住民にとって一定の生活を保障してきた。熱帯雨林に無造作に乱立するように見える椰子林やバナナの木も、人間が適度に手を入れてはじめて維持が可能となる。小さな島では利用できる土地は限られており、自然と人間が共存することそのものが「生きること」であった。

西欧的な所有観が自然と人間が共存する小さな社会に無配慮に入ってくることは、延々と続けられてきた持続可能な自然資源の知識や技術を衰退させる恐れもある。共有地の自然資源の管理においては、住民による土地の共有によって責任の所在が不明確になり自然破壊が進むとされる「コモンズの悲劇(Hardin 1968)」に言及されることがある。しかし、パラオではハムレットの住民が共有地として利用してきた場所を外部者が所有することで地域住民にとって排他的な空間となり、適切なメンテナンスを伴う自然資源の利用が無くなってしまえば、かえって土地が荒れてしまうという、いうなれば「所有の悲劇」とも呼べる悲劇が起こる危険さえある(廣瀬 2009a)。

しかし、パラオでは99年土地リース法が可決されて以来、中国人を中心にリゾート計画が立ち上がり、地方の沿岸地域、都市部のホテル用地で法外な金額での取引が行われるようになっており、筆者が2015年8月に行った現地調査では、初めは躊躇していた地主が現金を積み上げられる交渉で土地のリース契約を承諾してしまった事例について複数の声を聴いた。こうした長期に及ぶ外国人の土地借用が地方社会の生活にどのような影響を及ぼすかについては、今後注目していくべき課題である。

(4) 土地と移動

パラオは、太平洋島嶼国の中でも人口規模や陸地面積の大きいフィジーやソロモン諸島、パプアニューギニアに比べて人口規模が小さい. パラオでは州制度を採用しているが、コロール、アイライの2州を除けば数百人規模であり、行政についても一般的に私たちがイメージする行政区とは趣が異なる. 住居移転などの「移動」についても、進学や就職のためにコロールへ移動する等以外で、自分が所属する親族ネットワークと無縁の場所に住居を移動させることは稀である.

パラオでは「移動」に特別な意味がある. パラオ語のメルークル (Melukle) は、いずれこの土地に戻ることを前提に引っ越すことであり、どこにいても見えない線で土地と繋がっているという意味がある. 例えば職業を求めてのコロールへの移動や外国に留学はこれに当たる. 一方のメリーイム (Meriim) は永続的な移動のことで、その土地には戻れないことを意味する. その際には、自分との関係性を意味するモノをその土地に残してはいけない. 自分が育てた植物も掘り返してもっていかなくてはならない. さらに、制裁的な意味を持っている移動は、メロード (Melodech) を使う. この時には親族の墓も掘り返して出て行かなくてはならない「追放」を意味するのである (遠藤 2002:170-171). パラオ人は、コロールを近代社会の「舞台」として、親族の家に身を寄せるなどして生活していても、出身地に戻ると安心して本来の素顔に戻るのである (廣瀬 2004:13).

3. パラオの地方州

本節では、人口2万人程の島嶼国が16もの州政府に分かれて自治を行っている事情について、その成り立ちと運営の仕組みについて述べる。この背景を明らかにすることが、住民主体の環境保全の仕組を理解するうえで重要であると考えた。

(1) 地方州の成り立ち

かつて日本は日英同盟を理由に第 1 次世界大戦に参戦し、その当時南洋群島と呼ばれた領域を占領した。1919 年のベルサイユ平和条約によって、日本はこの地域における国際連盟の C 式委任統治の受任国となった。パラオはその南洋群島に含まれる。パラオを統治するにあたり、日本政府は原則として伝統的なパラオの組織を温存しようと試みた(青柳 1985:84)。日本政府はパラオを11 地区の村に分けて、伝統首長を村長に任命した。村長は日本政府から賃金を支給され、村民に対して日本の法規を周知することや、南洋庁パラオ支庁からの命令を伝達することや、時には法律の執行等の役割を担った。もともと存在した社会の仕組を基礎にして日本政府が行政を普及したことで、伝統的な慣習のほうにもその影響を受けた変化がもたらされた。パラオではシューカンと呼ばれる伝統に属する行事がある。もちろん、そのすべてが昔からの伝統ではない。シューカンはイギリス、スペイン、ドイツ、日本、アメリカなどの外国文化を経験したことによる「伝統の再構築」であり、いわば世界システムの枠組の中で生じる「伝統の対象化(objectification)により再構築された新しい伝統(関根 2003:129)」とも言える。

もともとパラオはいくつかの親族組織が集まり村落を形成し、有力な親族組織の長が伝統首長として指導者の役割を担っていた. しかし、1899 年から 1914 年にパラオを統治したドイツ政府は、村落を合併して新たな地区を形成し、有力な村落の長を地区長に任命した. その後 1914 年から 1945 年までパラオを統治した日本政府は、ドイツ時代の地区長を村長に置き換えて、地区内にある集落に新たに区長を置いた. また、各村落を監督する総村長を設けて、その他の村長を治める体制を敷いた. 伝統首長を利用する統治方法はドイツ政府によって始められたが、日本がこれを制度化したことで、曖昧であった伝統首長間の力関係が固定化された.

第二次世界大戦が終結するとアメリカは南洋群島を軍事占領したが、1951 年 7 月以降は国際連合によるアメリカの信託統治 (TTPI: Trust Territory of the Pacific Islands) に置かれ、内務省が管轄した。アメリカも当初は伝統首長制を尊重したが、1947 年以降は伝統大首長の補佐を務める有給の行政長官(Magistrate)が設けられ、伝統大首長の権威に抵触しない範囲で任務を行った(青柳 1985: 99)。次に、パラオの統治についてムニシパリティー(Municipalities)行政区が設けられた。アメリカに自治権を与えられたムニシパリティーは、それぞれ地区長と地区議員(Municipal Council)を選出した。パラオには16のムニシパリティーが設けられた。ムニシパリティーの地区長は法律の施行、徴税、地区職員の任命、地区議会の議長の任を負った。基本的にムニシパリティーの区割りは、伝統的な集落を尊重したものとなった。これらのムニシパリティーの上位にはさらにディストリクト(TTPI District)が置かれ、ディストリクト議会が後のコングレス(国会)に発展した(DOI 1999)。

そして、1979年1月28日に、ムニシパリティーから選出された16人の下院議員がコロールに集まり、パラオ国憲法の草案作りが始まった。そこでは、ムニシパリティーを「州」とすることが決定された(パラオ国憲法11章)。そして、1980年の憲法の批准で、ムニシパリティーの伝統首長と新しい州政府の議員との共同作業により州憲法の作成が行われた。しかし、伝統首長、新しい州政府の議員、そして親族組織による対立が、州憲法作成の作業を遅らせた。最終的には、1984年までにムニシパリティーが州憲法の作成を終了し、住民投票を経て正式に州法が施行された。これにより、アイメリーク州(Aimeliik)、アイライ(Airai)州、アンガウル(Angaur)州、トビ(Hatohobei)州、カヤンゲル(Kayangel)州、コロール(Koror)州、マルキョク(Melekeok)州、ガラルド(Ngaraard)州、ガラロン(Ngarchelong)州、ガラスマウ(Ngardmau)州、ガッパン(Ngatpang)州、エサール(Ngchesar)州、アルモノグイ(Ngaremlengui)州、ニワール(Ngiwal)州、ペリリュー(Peleliu)州、ソンソロール(Sonsorol)州からなる現在の16州が誕生した。

(2) 地方州の制度としくみ

パラオの地方州は、須藤(2012)が述べたように、伝統首長制度と近代的な行政制度が並存するところに特徴がある。学歴エリートとしての新興テクノクラートの出現により、伝統首長の権力は弱められたという意見もあるが、伝統首長の力はいまだ大きな影響力を持っている。コロール州、マルキョク州の伝統大首長が存在する地域と、ガラロン州、ガッパン州、エサール州のでは伝統首長の州議会での影響力が大きい、州議会における伝統首長の影響力を見ると、例えばガラロン州では、一院制議会における16人の州議会議員のうち半数8議席が伝統首長の指定席である。州憲法ではガラロン州に8か所ある集落(ハムレット)の伝統首長の地位を規定し、その最上位の称号をウオン・エル・エテイ(Uong-Er-Etei)として伝統部門を代表することが定められている。ガラロンの州議会は各集落の伝統首長が州議会の議席に無投票で就くのである。なお、州議会議員には中央政府から分配される地方交付税交付金から報酬が支払われる。ガッパン州では知事の席は伝統首長の指定席であり(ガッパン州法第6条)、州議会議員の10議席は10名の伝統首長が就任する。最上位の伝統首長が兼務する州知事の下には、実質上の執務を行う次官(Executive Officer)が置かれ(2008年に知事公選の法案が提出された)。その他の州でも、例えばアンガウル州、マルキョク州、ガラルド州、ガラロン州、オギワル州、ペリリュー州、ソンソロール州も州議会では、議員の議席の一定数を伝統首長が占めていた。一方で、商業都市のコロールに隣接し、比較的人口の移動が多く、コロールに次いで人口の多いアイライ州では15議席中すべてが公選というとこ

ろもある.

次に、第1表で人口と選挙人登録の項目を見ると、人口よりも選挙人登録数が多い州がある。例えばアイメリーク州では人口 270人であるが、選挙人登録が 586人である。またガラロン州は人口 488人に対して、選挙人登録数(18歳以上)は 988人(2006年)である。一方で、人口よりも選挙人登録数が少ない州がある。例えばアイライ州は人口 2,723人であるが、選挙人登録は 1127人に留まっている。アイライはコロールに隣接しており、住居費がコロールよりも安い。そのため、他州出身者が遠戚を通じて借家していることも多い。またアイライは農業に適した土地、国際空港があり中国人に代表される外国人労働者が多く住んでいる。外国人は選挙人登録が出来ないため、実際に住居登録をしている人口の方が多くなる。フィリピン人が多いコロール州、中国人やベトナム人の農業従事者が多いガッパン州も同様である。

アイライ州憲法(2009年現在)では、アイライに由来する血縁集団に所属していることが市民の条件とされている。アイライ州の土地所有はアイライ市民に限定されていることから(アイライ州憲法第 10 条)、アイライ市民以外で土地利用を希望する者はアイライ市民との土地貸借契約が必要となる。アイライ州では私有地、共有地の資源開発などの事業から発生した純利益の 25%を州政府に支払う義務があった(アイライ州憲法 11 条)。アイライ州の地主は、貸した土地・建物への固定資産税を支払う義務はないので、地主は外国資本の事業の参入を歓迎し、事業が失敗すれば撤退してもらうという単純な契約によって少ないリスクで事業経営のパートナーになることができる。地方でのビジネスや開発援助で、外国政府や外国企業との窓口に州知事が出てくる場合が少なくなく、外国企業もまた知事という近代的な役職に過剰な期待をする。しかし、既に述べたように、形式上は近代合理的な体裁が取られるが、実際は伝統的価値観が色濃く残る地域の伝統首長である場合が多いことは念頭に置くべきであろう。

州名	首長	首長 任期 (年)	州議会(議席)・議員人数	議員 任期(年)	人口 (人)	選挙人登録(人)
アイメリーク	知事	4	一院制(9議席)選出4,伝統首長5	2	270	586
アイライ	知事	4	一院制(15議席)選出15	4	2,723	1,127
アンガウル	知事	2	一院制(9議席)選出5,伝統首長4	2	320	444
トピ	知事 (正副)	4	一院制(9議席)選出9	4	44	102
カヤンゲル	知事	2	一院制(12議席)選出12	2	188	318
コロール	知事	4	一院制(16議席)選出16	4	12,676	4,701
マルキョク	知事	4	一院制(15議席)選出5,伝統首長10	4	391	478
ガラルド	知事	4	二院制(下院議席10,上院議席5) 下院:選出10、上院:伝統首長5	- 4	581	1,120
ガラロン	知事	4	一院制(16議席)選出8,伝統首長8	2	488	988
ガラスマウ	知事	4	一院制(9議席)選出9	4	166	330
ガッパン	知事 (助役)	3	一院制(10議席)伝統首長10	3	464	194
エサール	知事 (指名)	4	一院制(17議席)9名選出,8名伝統首長	4	254	571
アルモノグイ	知事	4	一院制(11議席)11名選出	4	317	558
オギワル	知事	4	一院制(17議席)7名選出,10名伝統首長	2	223	644
ペリリュー	知事	3	一院制(15議席)10名選出,5名伝統首長	3	702	921
ソンソロール	知事・副知事	4	一院制(10議席)6名選出,4名伝統首長	4	100	157

第1表:パラオ地方州の政治機構および人口

出典:2005 年度国勢調査及び各州憲法より筆者が作成

(3) 州憲法

パラオ国会(OEK: the Olibiil Era Kelulau⁶) は、州政府に共和国憲法、国会、国民投票で認められる範囲内で立法権、徴税権(第11条3項)を始め多くの権限を与えている。前項でも述べたとおり、州政府は地縁・血縁組織を基礎にした人口数百人の小さな規模の行政区でありながら、州憲法を持ち地域の税収、自然資源管理、都市計画など様々な範囲で自治権を持っている。

コロール州は、観光許可証(第 1 写真)沿岸における小魚の禁猟法、観光地における海洋動植物の保護法、サンゴ礁や水質の保全法、コロール州都市計画法など環境保全や観光に関す法律を制定している。特に都市計画法はコロール州にとって最も重要な法律のひとつである。パラオでは外国人の土地所有を禁じていたため、パラオ人の地主は名義を貸して現金収入を得てきた。かつてパラオ人は裏通りに生活すると言われたとおり、地主は(親族組織の共有地の場合もある)主要道路に面した優良立地は外国資本の企業に貸し、自分たちは裏道沿いの家で生活する傾向があった。州憲法は外国企業にとっては大きな関心ごとである。例えば、州議会が突然に都市計画の変更をすれば、ホテルの建設計画が立ち行かなくなる場合もある、また環境保護法の変更によって操業開始目前の製造工場がビジネスライセンスを取り消された事例もある。ビジネスパートナーが持つ影響力の強さや、突然解釈が変

わる法律などは、外国投資家に不安を抱かせる要因となっている。**2008** 年に土地の賃貸契約期間を **50** 年契約から **99** 年契約に延長する法案が議会に提出されたが、外国企業の投資環境が改善する前向きな意見と、パラオのように牌が限られる土地では富の分配比率が特定の親族組織に偏り固定するとの不満の声も聞かれた.



第1写真 コロール州政府の観光許可証

地方の法の取り締まりについて、パラオ国憲法は州政府に独自の警察組織権を認めていない.よって国家警察は州政府からの依頼を受けて州法によって取締りを行っている.この件に関しては 1997 年に、州憲法を根拠に国家警察が州法の違反者を逮捕できるか否かが裁判で争われた.パラオ最高裁判所は、州憲法について国の法律に準じて国家警察が執行できるとの判断を下した.次に、海洋資源の管理や取り締まりについて、パラオ国憲法は各政府に対して、陸地から 12 マイルまでの海上の回遊魚を除く全ての生物資源および非生物資源の包括的所有、および海洋資源から得られる全ての財産収入を認めている.しかし、1993 年の最高裁判決では、例えば「パラオ環礁記念物法(Palau Lagoon Monument Act)」のような国の法律に対しては、州法の規定よりも優位性を認めると判断した.このように中央政府による州法に対する優位性が

認められる事例も増えてきているが、地域の生活においてはいまだ地域の伝統的慣習は効力を持っている⁷. 伝統首長には地域の伝統保護についての役割が求められているが、議会への助言、立法、議案提出の権限を与えている州もある。この点について詳しくは廣瀬(2014 a)を参照されたい。

4. パラオの環境

1990年代以降、国際開発の分野において参加型開発が一般化するに伴って、環境分野でも「村落レベルでの住民との対話や協調を重視する、地域に根差した(community-based)自然保護(辻 2012)」の事業が多く見られるようになった。2006年にはミクロネシア地域の環境保全のイニシアティブが宣言され、また 2008年にはミクロネシア 3 国が珊瑚礁権の国際宣言(International Declaration of Reef Rights)をするなど、環境保全における地域間協力が目立つようになった。本節では、このような環境分野における地域協力の動きとパラオの地域住民による小規模な環境保護区の運営メカニズムに注目し、ローカルの環境保全活動にとって地域協力の枠組みがどのような役割を果たしているかについて検討する。

(1) 環境保護区ネットワーク (PAN)

パラオには約40か所の自然保護区がある(2011年11月現在)8. パラオの州政府には自然保護区を管理する責任が課されている。もともとは管理といっても、伝統的な自然資源管理をもとに行われており、事業計画に基づき体系的な管理運営がされていたわけではない。政府の海洋資源局、農業局等が作成した生物資源の乱獲を禁止するためのガイドブックを配布する等の活動は行われていたが、専門的な知識や技術による活動は一部でNGO等が活動するにすぎなかった。

こうして各州で個別に行われていた環境保全をバラオ政府が①技術的に、②財政的に、③取組の連携(collaboration)をサポートすることで、より効果的な陸上及び海洋の環境保全を進めるとともに、環境保護区を増やしていく活動の枠組みが 2003 年に始まった「保護区ネットワーク (PAN: The Protected Area Network)」である (Ministry of Resources and Development, 2007). PANは12条から成る「自然保護区ネットワーク法 (PAN法)」が根拠となっており、政府が実施について責任を持っている。パラオ大統領府の環境対策調整事務所 (OERC: The office of Environmental Responses and coordination)は PAN運営委員会 (Protected Areas Network Steering Committee)を置き。PANの運営に関する政府の責任を果たす役割を担っている。例えば、①の技術的支援については、人文社会科学、海洋科学、地球科学、そして環境科学の分野から5名以上の専門家からなる「技術委員会 (PAN Technical committee)」を置くことで支援体制を整え(section 3-2)、②の財政面については、非営利団体のPANC(PAN Corporation)にPANの財政メカニズムの構築及び運営を担当させている(section 3-2)、また、③の取組の連携については、例えば、自然環境や文化の異なる地域の伝統的な慣習や制度の違いを調整する役割の必要性を認めて、コーディネーター(PAN Coordinator)を配置している(Section 4.2)、州政府は、政府からの支援を受けるためにはPAN に登録される必要がある。自然保護区をPANに登録する場合、PAN事務所のコーディネーターに相談し、技術委員会の助言を得ながら申請書類を作成し、PAN運営委員会の審査を受ける必要がある。PANに登録された後はパラオ政府の支援を受けることができるが、自然保護区の管理において一義的な責任を負うのは州政府ということになる。近年、各州政府は例えばカヤンゲル州の「カヤンゲル保護区ネットワーク5か年計画 2013年~2018年」の様な計画を立てて取り組むようになっている(第3表).

2007年11月時点では、PANに登録された自然保護区は、ガルアンゲル海域保護区(Ngeruangel Marine Conservation Area :

カヤンゲル州), ガルドック湖保護区 (Ngardok Lake Preserve::マルキョク州), ロイス・マルク、ウエル・ア・ガス保護区 (Rois Malk, Uchel a Ngas and planned Marine Protected Areas: Airai State) の 3 か所のみであったが、2015 年 7 月の時点では、13 州で 13 か所に増えた。まだ PAN に登録した自然保護区がないガッパン、アンガウル、そしてソンソロールについても、PAN への登録を目指して手続きが進められている。PAN に登録されるためには厳しい審査に合格する必要がある。2007 年時点では全国の自然保護区をサポートする PAN の活動は、その規模も小さく組織も脆弱であったが、8 年間で 10 か所が登録されていることからも着実な成果をあげていることがわかる。

この成果を支えた制度が改正 PAN 法であろう。2007 年に提案された改正法案については議会の理解を得ることに難航した。2007 年 10 月には当時の大統領レメンゲサウ(Tommy E. Remengesau Jr)が TIME 紙の「環境ヒーロー」に選ばれ、ロンドンで行われた受賞講演において、パラオ議会での抵抗を吹き飛ばすように「改正 PAN 法」の重要性を訴えた10. この法案の目玉は、PANの活動を支える環境保全の財政維持のため、その財源をパラオに訪れる観光客が出国時に支払う環境税で賄おうとするところにあった。議会に提出されている法案では、環境税は観光客一人あたり 50-100 米ドルと見積もられ、航空運賃、ツアー料金、船賃等に含める方法で徴収しようと計画されていた11. 法案の反対派は、環境税は観光客にとって大きな負担であり、観光業を主要産業とするパラオにとって危険すぎる選択だと考えていた。しかし、当時のレメンゲサウは、「パラオを訪れる観光客は環境税に反対しない人々であると信じている。パラオの素晴らしい環境を愛してくれている観光客は環境税の負担を理解してくれる。実際に観光客に話を聞いてみたところ、その多くはダイバーであり、美しい環境を求めてこの地を訪れている。パラオ人である私たちは、この神から与えられた美しい自然を保全していく義務がある。観光客は環境税そのものよりも、徴収の方法とその使い道である」と国民に理解を求めた12.

第3表. PAN 登録環境保護区の一覧

PAN登録環境保護区	州政府	環境管理計画。自己評価等	
Ngeruangel Marine Reserve	Kayangel	Kayangel State Management Plan	
		Ngeruangel Marine Reserve Fact Sheet	
Ebiil Channel	Ngarchelong	Ngarchelong Marine Area Management Plan Ebiil Channel Fact Sheet	
Kerradel Conservation Network	Ngaraard	Kerradel Network Management Plan	
		KCN State Laws Fact Sheet	
Ongedechuul System of Conservation Areas	Ngardmau	Ongedechuul System Management Plan	
		Ngardmau Sea Cucumber Survey - April 2014	
Oseleksol	Ngiwal	Ngiwal PAN & Resource Management Plan	
Ngeremeskang Bird Sanctuary	Ngaremlengui	Ngaremlengui State Management Plan	
Ngardok Lake Reserve	Melekeok	Ngardok Lake Reserve Management Plan	
		Ngardok Lake Reserve Fact Sheet	
Mesekelat Watershed	Ngchesar	Ngchesar State Management Plan	
Ngerderar Watershed Conservation Area	Aimeliik	Ngerderar Watershed Management Plan	
Medal Ngediull Conservation Area	Airai	Medal Ngediull Management Plan	
The Rock Island Southern Lagoon	Koror	Southern Lagoon Management Plan	
		Southern Lagoon Fact Sheet	
		Rock Islands Word Heritage Dossier	
Teluleu Conservation Area	Peleliu	Teluleu Conservation Area Management Plan	
Helen Reef	Hatohobei	Helen Reef Management Plan	

出典: http://www.palaupanfund.org/pan-sites.html を参考に筆者作成

(2) ミクロネシア・チャレンジ



第2写真、ミクロネシア・チャレンジの署名 (2007年 筆者撮影)

自然資源保全を目的とした北太平洋島嶼間パートナーシップ(Island Partnership for Natural Resource Conservation)に、ミクロネシア・チャレンジ (MC) がある。MC の保全対象は670 万平方キロメートルにおよび、太平洋島嶼地域の20%を占めており、これはアメリカ合衆国の面積にほぼ相当する広大な領域である。この地域は高い固有性(endemism)、66以上の絶滅危惧種、世界の10%以上の珊瑚礁と、そして現時点で判明している珊瑚礁の59%にあたる462種類の珊瑚と1450種類の魚類が生息している。

MC は、2005 年 1 月にモーリシャスで行われた国連小島嶼国会議を経て、2006 年にパラオ大統領のレメンゲサウが提唱し、グアム知事のカマチョ (Frenx Perez Camacho)、マーシャル大統領のノート (Kesai Note)、FSM 大統領のウルセマイ (Joseph Urusemal) 、北マリアナ知事のフィ

ティアル (Benigno R.Fitial) によって共同署名された環境保護のイニシアティブである。同年3月にはブラジル・クリチバで開催された第8回生物多様性締約国会議 (UNCBD CoP8) において、レメンゲサウによって国際社会に公式に紹介された。同イニシアティブでは地域住民が主体として管理する小規模な環境保護区をネットワーク化して、情報や技術を共有しながら効果的な保全活動を行うことで、「2020年までにミクロネシア地域における沿岸海洋の少なくとも30%及び森林資源の20%を自然保護区として効果的に保全する(effectively conserve at least 30% of the near shore marine and 20% of the terrestrial resources across Micronesia)」ことを目標としている(Office of Environmental Response and Coordination 2007)、レメンゲサウは2006年10月にはPIF(Pacific Islands Forum)でミクロネシア以外の太平洋島嶼国から応援を取り付け13、さらに2006年12月には、パラオ市民への理解を促すためにパラオでMCアクションプラン会議を開催した。

しかし、2015 年 5 月に東京で開催された、「島と海のネット(IO ネット)」の第 1 回総会において、MC に深く関与している NGO である TNT ミクロネシアプログラムのリッキー・カール(Ricky Carl)の報告では、MC の成果について 5600 万米ドルの資金目標に対して 1800 万ドル程度集まっていること、地域の資金メカニズム(local income generating mechanisms)について、例えとして、パラオの環境税(Green fee 14)が年間 150 万米ドルであることが述べられたが、その他具体的な事例の紹介はなかった(The Ocean Policy Research Institute 2015)。また、同総会では、パラオ国際サンゴ礁センター(Palau International Coral Reef Center)のセンター長イムナン・ゴルブ(Yimnang Golbuu)は MC に言及して、パラオの PAN の目標は 2 つあるとして、①パラオの生物多様性を保護すること、②自然資源の地域での利用管理を支援すること、を挙げた。そして、海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)での保全活動の成果を見るために 5 地区 1 5の魚類の資源量(Fish Biomass)を紹介した。そこでは、Ileyakl Beluu が保護区と保護区外の魚類の資源量に差がなかった以外は、海洋保護区の魚類の資源量は保護区外のそれと比べて 2 ~ 3 倍以上多く、捕食者(Top Predator)のサイズが大きいことが説明された。このように、パラオが他の協力地域に比べて、MC を効果的に活用している様子がうかがえる。

(3) 持続可能な資金メカニズム

パラオ政府は 2007 年 4 月に資源開発大臣(当時)のフリッツ・コシバ¹⁶及び大統領のレメンゲサウが PAN 法に署名した¹⁷. これによりパラオ政府から PAN 事務所の設置に 5 万米ドルが提供され、環境 NGO の TNC(The Nature Conservancy)からマッチングファンド方式¹⁸で環境保護区の支援に使用する基金に 5 万米ドルが提供された。また同年に PAN の持続可能な運営に関する改正 PAN 法案が下院議会で承認されたが,上院議会での承認は反対派の抵抗で長引いた。レメンゲサウは積極的に国際社会からの支持を得るために外遊を繰り返した。そして,2007 年 5 月には APIL (Association of Pacific Island Legislatures)のメンバー国からも支持を取り付けるなど徐々にまわりを固めていった¹⁹. コシバも 2007 年 9 月に福岡県で開催された第 15 回環境会議 ECO Asia 2007 に出席し,産業が少ないパラオは二酸化炭素をほとんど排出していないが,太平洋島嶼の自然は脆弱であり,気候変動の影響を正面から受けてしまう現状を説明し,環境保全への理解を訴えた²⁰.



第3写真. 環境税 (30米ドル) の領収書 (2015年8月20日 筆者撮影)

改正 PAN 法案では、PAN 事務所とは別組織として PAN の基金を管理する会社(PANC: PAN Corporation)を立ち上げ、そのメンバーをミクロネシア環境保全トラスト(MCT: Micronesia Conservation Trust)から招き、その基金運営に透明性を持たせると同時に、MCトラストファンド(MCTF: Micronesia Challenge Trust Fund)から有利に資金を調達できるように指導を受けることも含まれていた。それというのも、世界の協力者から提供された資金はこのファンドで管理され、MCを実施する FSM、マーシャル、パラオは個別に資金を請求することになる。MCTF はマッチングファンドで、パラオは TNC(The Nature Conservancy)とCI(Conservation International)の投資を引きうけるために基金に資金を投資する必要がある。改正 PAN 法でのパラオの計画では、最終的に合計 1800 万米ドルを調達する計画であった。パラオ政府は、とりあえず TNCと CI が合わせて 300 万米ドルの資金提供を約束し

ていたので、それを引き出してプロジェクトに 600 万米ドルを利用する為には、パラオが基金に 300 万米ドルを入金する必要があった。その 300 万米ドルの財源を得るために提案したのが、観光客一人 50 米ドルの入国 - 環境税(当時の名称は Arrival Conservation Fee)を徴収する法律であった。観光業への影響を懸念する議員は環境税の減額を求めたのに対し、レメンゲサウは

PAN の運営が十分に出来ないと反論したが、結局のところ一人当たり 15 米ドルにすることで合意した。政府は今後入国一環境税の 50%を独立した会計機関で管理し、40%を PAN サイトの直接的支援に、そして 10%を PAN 事務所の運営に使用する計画を立て、3 年間は MCTF と入国一環境税を合わせて年間 60 万米ドルの収入を見積もった(Protected Area Network 2007)。太平洋地域における気候変動や環境問題に強い関心を寄せ始めた米国は、農務省を通じエネルギー分野での支援を実施し始めていた時であり、パラオの医療分野における太陽光エネルギーの導入などに意欲を見せていた。そのような背景もあり 2 1、NOAA(US National Oceanic and Atmospheric Agency),DOI(US Department of Interior)からも PAN 事務所建設の費用が拠出された.

観光業が主要な産業であるパラオにとって、環境保全に価値を見出す観光客に対するアピールは、地域住民による環境保全活動を持続的に行なうための資金メカニズムにとって重要であるばかりでなく、その理解の広がりによる国際社会からの注目は、パラオ国民にとっても自分自身の暮らす自然を保全する活動の重要性に対する気づきを与えるものである。パラオの環境保護政策は益々進み、2009年に排他的経済水域をサメ保護区(サンクチュアリ)に指定した。また2014年には商業漁業の禁止を宣言し、環境税も一人当たり30米ドルに引き上げられた。

5. パラオの地域住民が主体となる取組のメリット

(1)経済的自立との関係から

パラオ政府がアメリカとの自由連合協定に基づく財政援助(コンパクト援助)の終了を 2009 年末に控えて、行財政改革を断行し財政支出を削減する一方で、環境業などの主要産業の育成に取り組んできた。しかし、レメンゲサウは補助金に依存してつくられた生活水準を維持していくことは困難であることを国民に伝え、伝統的生活と経済開発のバランスの取り方について現実的に考えるように提案した(廣瀬 2008). この提案の背景には、改正 PAN 法を成立させ、その土地にアイデンティティーを持つ住民が伝統的な土地の自然環境を適切に保全することで、ある程度の現金収入が分配される仕組みを構築し、コンパクト援助を失った場合の「負の衝撃」の緩衝材としたいという思惑が見える(廣瀬 2008).

しかし、辻 (2012) の「現在の徴収水準では、この仕組みだけで全面的にアメリカの財政援助を代替し、公共部門を維持できるわけではない」との指摘はその通りである。実際、2009 年度のアメリカの財政支援は1800 万ドルであるのに対し、環境税(Green fee) による歳入は200 万ドルにも満たない。しかし、辻 (2012) も指摘しているように、例えば「2009 年度の地方州政府に対する一括交付金が480 万ドルであることに鑑みれば、グリーンフィーは地方の雇用を維持する財源としては有望」に見える。辻 (2012) によれば、2010 年度予算では、各州とも歳出の70-78%を人件費、歳入の64-89%を連邦政府からの一括交付金が占めている。グリーンフィーは現在の一括交付金の4割程度の財源規模があり、地方州にとっては魅力的である(辻 2012)。筆者はこれに加えて、特に地域の環境保護区をPANに登録することで、コロール、アイライ等の都市部よりも遠隔地にある地方州の住民にとって大きな魅力となる理由について次に述べたい。

(2) アイデンティティーとしての地域

パラオでは「村、大家族、地域などに対するアイデンティティーが国に対するアイデンティティーより強い(アレキサンダー2003)」との指摘があった。地方州では固有の文化が根強く残り、時には中央政府の政策が地方に反映しにくいという意見も多い。PAN法の議会における反対派の動きも、村、大家族、地域に対するアイデンティティーやそれを尊重した生活を営むための自治権を中央政府の統治によって脅かされるのではないかという不安が根底にあったものと考えられる。それは、2008年3月4-6日のパラオホライズン紙が、PAN法の可決を伝える記事の中で、環境保護区がPANに登録されたとしても、その所有権や管理運営の権限は中央政府ではなくあくまで地域が持ち、当然ながら伝統的なリーダーシップやルールが尊重される点を繰り返し伝えていることからも感じ取ることができる²²、パラオでは、地域間の競争心も強く地域に対するアイデンティティー、自治を求める気持ちが非常に強い。コロールやアイライのように都市部に近いところと地方州の間では人口の移動も見られる(北川 2014)。しかし、第2節でも触れたが、パラオでは親族関係がない土地への移動は一般的なことではなく、特に地方州から他の地方州への移動は殆どない。それぞれの地方州の集落では、各々の能力や立場等によって、外国で働いて同じ親族の者が進学できるように学費や渡航費などを工面したり、地域に残って親族集団の世話をする者に資金を提供したり、集団的な価値観に基づく行動がとられることがある(廣瀬 2010)。パラオ人にとって先祖から受け継ぐ土地を維持していくことは、一時的な経済的利益よりも優先されるべきことであり、パラオ人にとって土地との結びつきは、そこに何か取り返しのつかない事態が起きた時には他の土地へ移れば済むといった類のものでは無い。

例えば、1974年に立案されたパラオ・スーパーポート計画がある。この計画は珊瑚礁を埋め立ててイランから運搬した 580 万キロリットルの原油を貯蔵するタンク、精油所、原子力発電所、大型港湾施設をパラオに建設するものであった。この事業は約3億

米ドルの投資資金に対し、約5000万米ドルの年間収益が見込まれた(松島 2007)、パラオはフィリピン、パプアニューギニア、 ミクロネシア,韓国,台湾,中国,香港,東南アジア諸島を結ぶ西太平洋の交流点となることが見込まれる. 「日本への安定的な 石油供給体制を確立するために、パラオが注目されたのであり、スーパーポート計画の背景には日本の国益があった」(松島 2007). 計画においては、「パラオ人は経済開発を望んでいる」、「パラオの政財界の人々は計画を支持している」、「約1万5000人の住 民の大半は賛成している」、「環境保護に関する法律もほとんど存在しない」と説明されていた(松島 2007). この計画を中心 となって立案したのはアメリカ・ニューヨークのコンサルティング会社で、日本の銀行、総合商社と契約を交わして、プロジェク トの実施について事前調査や業務調整を行った。このプロジェクトを梃にして経済的自立を目指すビジネスマンを中心とした推進 派と、オイルの流出、珊瑚礁破壊という環境問題のほか、「外国人労働者の流入によりパラオ人が島内で少数民族になることを心 配した(松島 2007)」反対派が対立することになった。反対派のリーダーとなったのは、伝統2大首長のアイバドールの称号を 持つユタカ・ギボンズとレクライの称号を持つウセビオ・テルメテートであった。1977年に開催された米上院エネルギー天然資源 委員会公聴会において、ユタカ・ギボンズはパラオ人 1206 人分の署名を持参し、この計画は「我々のもっとも神聖な伝統的土地利 用権が侵される. ある調査によれば、建設や施設の維持管理のために約1万2000人から約1万400人の外国人がパラオに来ると 予測されている。外国人の来島により伝統的な土地利用法が変わり、売春が横行し、犯罪率が高まり、我々の国の中でパラオ人が 少数派になる恐れがある. アメリカは過去30年間の統治においてパラオの経済発展策に失敗してきた. 我々の伝統, 文化, 社会に 対する悪影響を考慮することなく、スーパーポート建設を経済発展の起爆剤として我々に押し付けようとしており、非常に不安で ある」と述べた(松島 2007).この計画は内外の激しい反対運動の結果、実現しなかった.パラオでは、第2節で述べてきたよ うに、地縁・血縁集団に対してアイデンティティーを強く感じていて、経済的な発展に魅力を感じていても、自分たちが先祖代々 受け継いできた土地の自治権を犠牲にするような方法は望んでいない.日本の統治,アメリカの統治を経てパラオの学歴エリート の目覚ましい台頭があり、彼らが新しい発展の道をリードすることもあった. しかし、時にして行き過ぎた開発や変化に際しては、 伝統首長がうまく調整役を果たしてきた.

人口の規模、財政状況から考えても、地方州が中央政府による支援を受けずに効果的に環境保護区を運営していくことは難しい、しかし、パラオの地方州は住民のアイデンティティーの拠り所という点からも独自性が強く、中央政府が主体となるようなプロジェクトは好まれないが、産業もなく小規模な地方州ではその収入の多くを地方交付金に頼らざるを得ない。このような仕組みは住民の補助金への依存体質を助長してしまう。PANは、地方州にとっては中央政府の強いコントロールを避けながら、地域が主体的に活動し環境保護区を運営していくことができるという点で、単なる補助金の分配ではなく内発性から自分たちの土地を守りたいという動機が具体的な活動に結びついている23. 第3表で各州の環境管理計画や評価報告について紹介したが、実際にこれらの書類を見ると、地域住民が自分たちの地域を知り、維持していくための知識や技術が着実に根付き、地域住民の環境保全に対する能力が育成されている様子をうかがい知ることができる。PANに登録された環境保護区を運営していくことは、地域住民が外国からの援助ではなく、世界の自然でありかつ先祖から受け継いだ土地を自分たちの働きかけで守っているという自信を育むことに一役買っていると考えられる。

まとめ

本稿では、内発的発展論の視点から、パラオの住民主体の環境保全活動と自然保護区ネットワーク(PAN)との関係性を明らかにすることが目的のひとつであった。鶴見は、近代合理性の考え方そのものが西欧社会の内発的発展の結果つくられた成果であると述べた。そして、そうではあるが、近代合理性を絶対としないまでも地球上の人間の営みによって生まれた有用な考え方として、非西欧の地域がその利点を上手に引き出して、独自の発展に活かすことができれば、地縁・血縁が息づく伝統的な社会に、これまでにない内発的発展を喚起することが可能であると考えたのだと思う。川勝の内発的発展の視点も、パラオのようにどんな小さな島嶼であっても地球的な全体の中で不可欠の構成体を成していると考え、内発的発展に基づく地域の学びは西洋に対するアンチテーゼではなく、西洋の合理性を十分に吸収したうえでの新しい学びの枠組であり、小島嶼の地域や文化がどのように地球全体に貢献するかを考えることと捉えられる。

パラオの自然環境に対するもともとの考え方では、パラオの伝統首長が語ったように、子孫が土地の自然資源を利用できるように、そこで生活する住民が日常的に土地や自然を現状にとどめるための「働きかけ」をすることが、小島嶼における「世界の見方」であり、持続可能な環境保全の流儀であったと考えられる。本稿の第2節、第3節、そして第5節において、わずか2万人の国民がその地縁・血縁を軸とした伝統的な生活の枠組みの中に暮しており、16の近代的な行政区を営む様子からも、パラオの人々が先祖代々受け継いできた土地にアイデンティティーを強く感じていることを確認することができた。中央政府の環境政策への関与の強まりは、地方の住民にとっては時として好ましくない圧力と受け取られる。パラオにおける地縁・血縁を軸とした地域の環境保

護区では、やはり愛着を感じて働くことができる人材はその地域の住民のなかにいる。その意味において、環境保護区の管理運営をその土地の住民が主体となって行う体制、そしてその保護区をネットワーク化することで中央政府や国際機関等から専門的な知識や技術を常に確認できる仕組み、その活動を確実に実施するこのインセンティブとなる環境税の分配という資金メカニズムは24、地域間つまりは親族集団間の競争意識にも働きかけることとなり、パラオ社会に親和性のある制度であると考えられる。特に、産業がほとんど見られない地方州の住民にとっては、中央政府からの地方交付税や外国からの援助に収入を依存しがちである現状を考えても、自らが環境保全活動の働き手になることで、グローカルな社会貢献をしている実感が持て、まさに内発的発展を通じたアイデンティティーの創出を可能とさせる。

本稿のもうひとつの目的は、パラオの主導で進めてきた環境保全に関するミクロネシア地域協力のフレームワーク25である MC が、パラオの地域住民による環境保全の戦略にとってどのような意味があるかについて考察することであった。パラオが環境保全 に覚悟をもって国ぐるみで取り組んでいる姿は、パラオ政府が積極的に国際社会にアピールすることで、特にこうした活動に関心 の深い欧州社会を虜にした. 例えば、パラオでは環境政策を得意としている人物を大使等で派遣している. また、2007年にパラオ 大統領のレメンゲサウが TIME 紙の「環境ヒーロー」に選ばれたことも、世界にパラオの環境政策について知らしめることに貢献 した. 実は、パラオは以前にも環境問題で政治家が国際的な注目を浴びたことが2度ほどある. ひとりは、第5節で言及した、伝 統大首長でアイバドールの称号を持つユタカ・ギボンズ(Yutaka Gibbons)で、1970年代~80年代に外国資本の巨大オイルコン ビナート建設に対する反対運動で評価された. もうひとりは、ニワール州の下院議員であったノア・イデオン (Noah Idechong) で、今日のパラオで最も影響力を持つ環境 NPO の Palau Conservation Society を立ち上げたことで評価された. パラオは自らが 環境問題に積極的に取り組んだことで国際社会から高く評価された経験を持っている。他のミクロネシア地域についてはさらなる 検証が必要であろうが、パラオは少なくとも MC によって国際的な注目を浴び、小さな島嶼国の環境税 (green fee) を活用した PAN について観光客からも一定の理解を得た、そして、15米ドルの環境税は2014年に30米ドルに値上げされた。環境を目当てに訪れ る観光客にとって環境税は比較的受け入れやすいものではないか、むしろ、徴収された環境税がその他の例えば、環境破壊につな がる開発に使われるのではないかという不安が気になるだろう.同じような課題を持つミクロネシア地区の国々を巻き込むことで、 国際社会からの資金調達が可能になり、透明性ある財務管理と専門的技術支援によって観光客からの信用を得ようとしたのではな いだろうか. この点については、憶測が含まれるので詳細な検証が残された課題である.

第1節で述べたが、パラオの地域社会における環境保全は伝統的な知恵や地域の枠組みを活かしながら、国際社会やMCを通じて西欧合理的な「世界の見方」から地球の一部として組込まれることになるのかもしれない。同時に島嶼世界において自分が自然に包まれて生きていると感じてきた人々が、ある意味で「存在するものの全体」を超自然的原理から解釈する視点を「自己植民地化」することで身に付け、かつ実践として実生活との折り合いを付けることで、新しい価値観の発見やアイデンティティーの再発見があるのかもしれない。確かに、社会はすでにグローバル化しており、多様な価値観を持った人々が創りだす国際社会を前提にすれば、世界を俯瞰してみる客観的な「世界の見方」は人々が共有せざるを得ない概念である。地域社会に籠るのでなく国際社会と接続するためには、その概念を理解し使い方を身につけることが有効である。もちろん、そうした概念や知識と地域の目的合理性は相対するものではなく、双方をパランスする能力自体が重要な価値になる。それは、西欧を含むその他の社会においても有用な価値になる。また、鶴見・川田(1989)は、内発的発展方式を「地球規模の大問題を解く手がかりを、それぞれの地域という小さい単位の場から考えだしていこうとする」ことと定義した。そのように考えれば、川勝が西欧合理性と地域の内発的発展を相対化すべしとして、「西欧の発展も発展のひとつの形態で、どこにでも適用される一つの発展理論があるわけではないことを確認し、モデルをひとつひとつ明らかにし、その関係を探ることも内発的発展の使命」と述べたことが活きてくる。丸山は、近代化とは自然の成り行き任せではなく。人間が暮らしを良くするために制度や仕組みを「人為的に作る」ことによって、地縁・血縁のゲマインシャフトから解放されると考えたが、この地縁・血縁の地域の枠組を活かした新しい価値の創出も可能性としてあるだろう。

しかし、第2節で述べた99年土地リース法は、中国人を中心に法外な金額を提示して地方の沿岸地域、都市部のホテル用地の賃貸契約のトラブルを生み出している。こうした長期に及ぶ外国人の土地借用が、パラオの伝統的な土地の所有観や住民のバナキュラーな生活世界にどのような影響を及ぼすかについては、今後注目していくべき課題である。

参考文献

青柳真智子、1985年、『モデクゲイ ミクロネシア・パラオの新宗教』新泉社

アレキサンダー, ロニー, **2003** 年, 『太平洋島嶼国の内発的安全一非核・独立 太平洋運動を例に』, 佐藤幸男編『太平洋アイデンティティー』国際書院

遠藤央、2002年、「埋葬の政治学」『政治空間としてのパラオ 島嶼近代への社会人類学的アプローチ』世界思想社

川勝平太・鶴見和子, 2008年、『内発的発展とは何か 詩学(ポエティカ)と科学(サイエンス)の融合』藤原書店

北川博史, 2014年, 「太平洋島嶼国における持続可能な地域経済と地域構造の特徴」, 『文化共生学研究』第 13 号, 岡山大学大学院社会文化科学研究科

木田元, 2009年, 『反哲学史』講談社学術文庫

小林泉、1994年、『アメリカ極秘文書と信託統治の終焉-ソロモン報告・ミクロネシアの独立-』東信堂

須藤健一,1989年,『母系社会の構造-サンゴ礁の島々の民族誌』紀伊国屋書店

-----, 2002年, 「アメリカの軍事構想とパラオ」須藤健一他『パラオ共和国』おりじん書房

関根久雄、**2003** 年,「紛争以後一ソロモン諸島と国民的アイデンティティーのゆくえ」,佐藤幸男編『太平洋アイデンティティー』 国際書院

辻修次, 2012年, 「環境・開発・民際学」, 松島泰勝 編著『民際学の展開 方法論, 人権, 地域, 環境からの視座』, 晃洋書房鶴見和子, 1976年, 「国際関係と近代化・発展論」, 武者小路公秀・蠟山道雄編, 『国際学―理論と展望』東京大学出版会

西川潤, 1989年, 「内発的発展論の起源と今日的意義」, 鶴見和子他『内発的発展論』, 東京大学出版会

廣瀬淳一,2004年,「小さな村への大きなインパクト コミュニティ・ベースのフィージビリティ調査の必要性ーパラオの村落の 事例から」,『経済開発レポート』,パラオ共和国商務貿易省

松島泰勝, 2007年, 『ミクロネシア』 早稲田大学出版会

丸山眞男、1952年、『日本政治思想研究』東京大学出版会

矢崎幸生編,1984年,『ミクロネシアの憲法集』,暁印書院

矢崎幸生, 2000年, 『ミクロネシア信託統治の研究』御茶ノ水書房

鷲田清一,2013年,『パラレルな知性』,晶文社

DOI(U.S. Department of Interior), (1999), A Report on the States of Islands.

Denoon, D. (1997) "New Economic Orders: Land Labor and Dependency" in Denoon, D., Firth, S., Linnekin, J., Meleisia, M.

Friedman, Hal M. "The Open Door in Paradise? United States Strategic Security and Economic Policy in the Pacific Islands, 1945-1947."

Friedman, Hal M. "Races Undesirable from a Military Point of View." United States Cultural Security in the Pacific Islands, 1945-1947." THE JOURNAL OF PACIFIC HISTORY (1997), Vol. 32, No. 1, 49-70.

Hardin, G. (1968). "The Tragedy of the Commons. Science 162: 1243-1248.

Hezel Fransis (1995) Strangers in Their Own land A Century of Colonial rule in the Caroline and Marshall Islands, University of Hawaii Press.

Hezel, F. and Berg, M. (1980) Micronesia-Winds of Change, Omnibus Social Studies program for the Trust Territory.

Higuchi, Wakako (2001) "Japannisation Policy for the Chamorros of Guam, 1941 1944" in the Journal of Pacific History, Vol.36, No.1.

Howard P. Willens and Deanne C. Siemer, National Security and Self-determination: United States Policy in Micronesia (1961-1972).

Island Times, Oct, 30, 2007.

Kesolei(1997) Kesolei, 1977. Cultural Conservation: Restrictions to freedom of inquiry: Palauan strains. Paper presented at the Association of Social Anthropology in Oceania. Workshop on the Role of Anthropology in Contemporary Micronesia Trust Territory of the Pacific Island.

Kiste, R. and Falgout, S. (1999) "Anthropology and Micronesia: The Context" in Kiste, R. and Marshall, M.(ed.) American Anthropology in Micronesia, University of Hawaii Press.

 $Leobowitz, Arnold\ H., (1989)\ "Defining\ status: A\ Comprehensive\ Analysis\ of\ United\ States\ Territorial\ Relations", Marinus\ National Comprehensive\ Analysis\ of\ United\ States\ Territorial\ Relations", Marinus\ National Comprehensive\ Analysis\ of\ United\ States\ Territorial\ Relations", Marinus\ National Comprehensive\ Analysis\ of\ United\ States\ Territorial\ Relations", Marinus\ National\ National$

Ministry of Resources and Development, (2007). 'Establishing a Protected Areas Network in the Republic of Palau'.

Nijhoff Publishers: the Netherlands.

Leobowitz, Arnold H., (1996) Embattled Island-Palau's Struggle for Independent. Praeger.

Office of Environmental Response and Coordination (2007), 'Micronesia Challenge Island Partnership for Natural Resource Conservation', Office of the President of Republic of Palau.

Palau 2000 Task Force (1994) The Palau Master Plan for Educational Improvement, Office of the President.

Palau Society of Historian, (1998). "Traditional Leadership in Palau". Division of Cultural Affairs, MCCA.

Peattie, Mark (1988), Nan'yo -the rise and fall of the Japanese in Micronesia, 1885-1945, University of Hawaii Press.

Purcel, D.C. (1967), Japanese Expansion in the South Pacific 1890-1935 PhD. Dissertation. University of Pennsylvania, Ann Arbor, University Microfilm

Protected Area Network (2007), 'Updates of PAN as of 02 November 2007". Ministry of Resources Development of Republic of Palau.

Richard J. Parmentier. (1987). Myth, History, and Polity in Belau. University of Chicago Press.

Rogers, Robert F. (1995) Destiny's Landfall. A history of Guam. Honolulu: University of Hawaii Press.

Talcott Parsons, "An Outline of the Social System," Theories of Society, The Free Press, 1961, Vol. 1.

The Committee on Energy and Natural Resources(1997),p377

The Ocean Policy Research Institute(2015), 'Islands and Oceans Net(IO Net) 1st General Meeting 'Meeting Documents 2'. OPRI.

- 1 パラオ共和国は、カロリン諸島の西端、北緯2度から8度、東経131度から135度に位置し、海域面積312万平方km、陸地面積488平方kmを有する島嶼国. 人口は約2万人(2005年度国勢調査では人口19,907人、内パラオ人は14,448人).
- ² 1994 年 9 月 27 日のアメリカ大統領布告 (No.6726) を受けて、同年 10 月 1 日に自由連合国 として独立した。
- 3 ミクロネシア、マーシャルそしてパラオのミクロネシア3国及びグアム、北マリアナの2地域の環境協力枠組み、
- 4 パラオの内発的発展をイメージしやすくするように、川勝 (2008) が述べる内発的発展の概要を紹介する. ①内発性は地域を単位としていて、自然生態系を含めた「場の論理」を尊重する. 違う場所には違う時間が流れていると考え、近代論と異なり時間軸・因果律を重視する. ②自律する個人としての人間に焦点を当てるが、それをつつむ自然との関係を不可分の分析対象としており、生成する開かれた体系である. ③創造の過程を対象としており、創造とは何かを理解する方法論である. ④外部との関係性の中から固有の形をさぐりあてるところに特徴がある. ⑤外部との接触によって内部の生命力や可能性が顕現してくる過程である. この意味で、アイデンティティーを探求する方法論である. ⑥「発展」とは人間の成長(human development)を指していて、発展といえば「経済発展」だと理解してきた経済至上主義に対する鋭い告発である. ⑦多様な地域性、多様な発展系列、多様な人間群像を寿ぐ(ことほぐ)価値多元論である.
- 5 朱子学イデオロギーは、藤原惺窩、林羅山によって確立され、山崎闇斎の一派によって継承された.
- 6 Kelulau は the whispered politics,つまり囁く政治の意味である(Palau Society of Historians 1998)
- 7 中央政府からの環境保全に対する管理は徐々に強化されてきた印象がある。例えば、**2009** 年には排他的経済水域をすべて「サメ保護区」にしたり、**2014** 年にはレメンゲサウ大統領によって商業漁業の禁止が宣言されるとともに環境税の値上げが実施された。
- 8 http://www.palauconservation.org/cms/index.php/conservation-programs/conservation-and-protected-areas/protected-areas
- ⁹ Palau Horizon, 'OERC's Bells heads Micronesia Challenge steering committee', 7th July 2007 p5.
- ¹⁰ Tia Belau, November, 2-8, 2007
- ^{1 1} Island Times, Oct 30,2007 Page 1,14
- ^{1 2} Island Times, Oct 30,2007 Page 1,14
- ¹³ Palau Horizon, 'Pacific Forum Island leaders adopt Micronesia Challenge'. October 27,2006 1-2
- 14 PAN 修正法から環境税は Green fee と呼ばれるようになった.
- 15 事例として挙げられた海洋保護区(MPA)は、Ngelukes、Ileyakl Beluu、Ngederrak、Ngermasch、Ebiil、Ngerumekaol、Ngemelis である.
- ¹⁶ 資源開発省(Ministry of Resources and Development)は,現在は天然資源環境観光省(Ministry of Natural Resources,Environment and Tourism: MNRET)に再編された.海洋資源局,農業局,保護区ネットワーク局,労働人材局がある.
- $^{1\ 7}$ Palau Horizon, 'HOD passes resolution endorsing Micronesia Challenge'. April $24^{\rm th}$,2007
- 18 マッチングファンドは、ニーズがあってもリスクの大きい開発プロジェクトに対して複数の機関が分担して開発の費用を支援する方式のこと.
- ¹⁹ Palau Horizon, 'APIL members support Micro Challenge'. July 3rd 2007. P5
- ²⁰ Palau Horizon, 'MRD says Palau most vulnerable to impact of climate change'. September 18 2007. Page 1-2
- 2 ¹ Island Times, 'Addressing the generational challenge of global climate change', September 28,2007. 在パラオ米国大使館のマーク・ベズナー臨時代理大使が
- ²² Palau Horizon, 'OEK reaches agreement on PAN act'. March 4-6 2008 page 16. 記事では、'PAN sites "shall not be controlled by the National Covernment"と強い語調で中央政府が地域をコントロールしないと述べている.
- 23ミクロネシア・チャレンジの調印文書には、その目的として次の項目が記載されていた。①島嶼に固有の生物多様性を維持する、②島嶼民の健康な生活を確保する、③固有の島嶼文化を保護する、④島の環境、未来の発展のよりどころを守る、⑤島嶼コミュニティーの生活を維持する、⑤国際約束を守る
- ²⁴ 環境税の分配は、それぞれの環境保護区のステークホルダー(利害関係者)に経済的インセンティブを与える為に設計された. (provision of economic incentives to stake holders within the respective PAN sites) Office of Environmental Response and Coordination (2007)
- 25 ミクロネシア、マーシャルそしてパラオのミクロネシア3国及びグアム、北マリアナの2地域の環境協力枠組み、

平成27年(2015)10月9日受理 平成27年(2015)12月31日発行